

# 避難実施要領のパターン

令和5年3月  
千葉県匝瑳市

## 目 次

I 避難実施要領の策定について .....	1
1 避難実施要領とは.....	1
2 避難実施要領のパターンについて .....	1
II 住民の避難の基本的考え方.....	3
1 避難措置の指示（国民保護法第52条） .....	3
2 避難の指示（国民保護法第54条） .....	3
3 避難形態 .....	4
III 避難実施要領の様式.....	6
例1 屋内避難における避難実施要領の様式（例） .....	7
例2 市町村域内避難及び域外避難における避難実施要領の様式（例） .....	8
例3 最小の項目に限った避難実施要領の様式（例） .....	12
IV 避難実施要領のパターンの方針 .....	13
1 想定する事態の検討 .....	13
2 事態の特徴.....	13
3 避難実施要領のパターン設定 .....	16
V 避難実施要領のパターン .....	17
弾道ミサイル攻撃（着弾前） .....	18
弾道ミサイル攻撃（着弾後） .....	21
ゲリラや特殊部隊による攻撃（屋内避難） .....	28
ゲリラや特殊部隊による攻撃（市域内避難） .....	31
航空機による攻撃（兆候を事前に察知できない場合） .....	38
着上陸侵攻（市域外避難） .....	41
大規模集客施設への攻撃（市域内避難） .....	47
NBC兵器による攻撃（市域内避難） .....	54
VI 避難誘導における一般的留意事項.....	61
1 各種の事態に即した対応.....	61
2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化.....	61
3 住民に対する情報提供の在り方.....	62
4 高齢者、障害者等への配慮.....	63
5 安全かつ規律を保った避難誘導.....	63
6 学校や事業所における対応.....	64
7 民間企業による協力体制の構築.....	64
8 住民の「自助」に基づく取り組みの促進 .....	65
【資料】 指定避難所、避難施設.....	66

# I 避難実施要領の策定について

## 1 避難実施要領とは

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、国民保護法）では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長は直ちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。避難実施要領は、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものである。避難実施要領では、避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項を定め、その内容は住民に伝達されることとなる。ただし、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもあり得る。

## 2 避難実施要領のパターンについて

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕はなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。

しかし、実際に住民を避難させるにあたっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要があるため、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでにかかなりの時間を要することになってしまう。

そこで、国民の保護に関する基本指針（以下、基本指針）では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の「避難実施要領のパターン」を作成しておくよう努めるものとされており、このようなパターン作成に取り組むことにより、国民保護事案のみならず、住民の避難が必要となる他災害への対応強化にもつながるものと考えられている。

なお、パターンについては、避難実施に必要な基礎的資料の変更や関係機関との意見交換等により、改訂する必要がある。

## <避難実施要領の作成パターンについて>

項目	類型	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難	
				兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴		・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中枢やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。
退避時間		・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。
避難実施要領に盛り込むべき内容		・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。

項目	類型	弾道ミサイル攻撃からの避難			
		通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合
攻撃の特徴		・発射の段階で攻撃目標を特定することは困難			
			・核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。	・潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。	・生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短期間で発生する。
退避時間		・極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。			
避難先		・避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。			
避難実施要領に盛り込むべき内容		① 屋外にいた場合 ② 屋内にいた場合 ③ 乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。			
		・安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。			
		・手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 ・タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。	・攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。	・風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。 ・外気から密閉性の高い部屋等に避難する。 ・ガムテープ等で目張り等をする。	

## II 住民の避難の基本的考え方

### 1 避難措置の指示（国民保護法第52条）

国は、住民の避難が必要（屋内への避難含む。）であると認めるときは、総務大臣を経由して、関係都道府県に対し、住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示（避難措置の指示）することとされている。避難措置の指示の内容は次に示すとおりである。

#### 【避難措置の指示の内容（国→千葉県）】

- |                                      |
|--------------------------------------|
| ①要避難地域：住民の避難が必要な地域（できるだけ市町村単位が示される）  |
| ②避難先地域：住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む） |
| ③住民の避難に対して関係機関が講ずべき措置の概要             |

### 2 避難の指示（国民保護法第54条）

千葉県は、国から避難措置の指示を受けたときは、要避難地域の住民に対し、市町村の長を経由して、避難すべき旨を指示（避難の指示）する。避難の指示の内容は概ね次に示すとおりである。

#### 【避難の指示の内容（千葉県→匝瑳市）】

①要避難地域	国の避難措置の指示で示された地域に近接地域についても、知事が必要と認めるときは、周辺要避難地域として避難の指示を行う。
②避難先地域	住民の避難先となる地域（避難先となる地域の市町村名を示す。）
③住民の避難に対し関係機関が講ずべき措置の概要	国による措置の内容等
④主要な避難経路	・道路利用の場合は、高速道路、国道及び県道レベルで設定する。 ・鉄道利用の場合は、乗車駅、利用路線名および降車駅で設定する。
⑤避難のための交通手段	業者の対応可能な輸送方法及び輸送力
⑥その他避難の方法	避難開始時刻、避難に伴う交通規制、避難行動要支援者への配慮事項及び避難時における注意事項（避難時の服装、自家用車利用の可否等）

### 3 避難形態

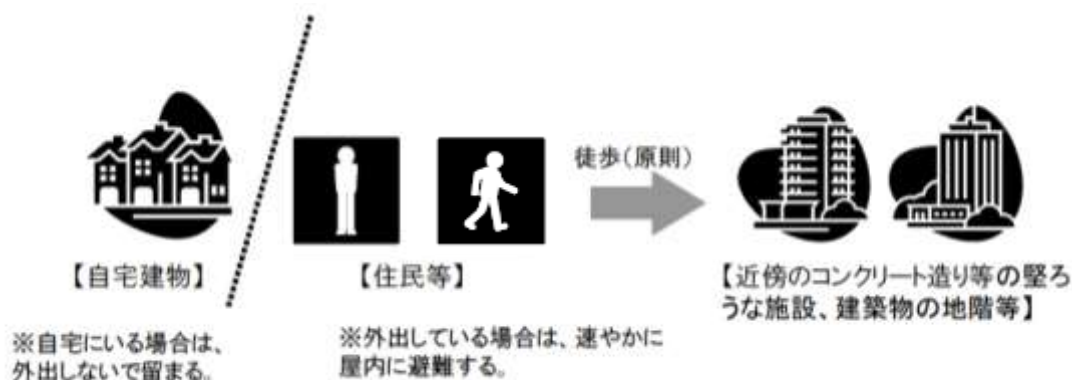
国民保護事案が発生した場合又は発生の予兆が見られる場合、市は国と県からの指示の下、住民を避難誘導することとなる。市が避難を実施するにあたり考えておくべきことを避難の形態ごとに分類すると、①屋内避難（自宅にとどまる場合を含む。）、②市域内の避難、③市域外への避難（県外への避難を含む。）の3形態が考えられる。

また、一時的に屋内避難を行い、その後、市域内や市域外に避難する場合も考えられる。さらには、同じ事案の中で、一部地域に屋内避難を、別の地域には市域内避難を求めるような場合もありうる。

住民の避難に関する措置を実施する際には、これらの避難形態に加えて、事態、地域、避難させる住民、時期等の特性を考慮して避難の具体的な方法を検討する必要がある。

#### ①屋内避難

外を移動するよりも、屋内にとどまることが安全と判断される場合に、屋内に避難する方法であり、特に、時間的な余裕が無い場合や一時的な避難の場合等に用いる避難の形態である。



#### ②市域内の避難

危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場所にとどまっていた場合は危険な場合等に用いる避難の形態である。



### ③市域外への避難（他県への避難含む）

危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法のうち、要避難地域が市域を越える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合等に用いる避難の形態である。市は、県と連携して、避難先地域を管轄する都道府県又は市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。



### Ⅲ 避難実施要領の様式

避難実施要領に定められた様式はなく、事態に応じて必要事項を記載すれば良いものであり、より柔軟に対応することができるものであるが、あらかじめ必要と思われる項目を用意しておき、事案によって不明又は不必要な部分は空欄として残し、不足については追加するという手法が迅速な作成に有効であると考えられる。

この際作成する様式は、各市町村が、避難実施要領に盛り込むべきと考えられる事項により作成することとなるが、一定の基礎情報、考慮事項等について記載し、一覧性を持たせたものとして、屋内避難と市町村域内避難・市町村域外避難の様式例を次のとおり定める。

また、現実に作成に時間的猶予のない事態が発生した場合等では、避難実施要領に最小限の事項のみを記載することが考えられるため、最小限の項目に限った避難実施要領の様式例も定めておく。



例 1 屋内避難における避難実施要領の様式（例）

避 難 実 施 要 領	
月 日 時 分 市長 現在 市 長	
屋 内 避 難	
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候：____ 気温____℃ 風向____ 風速____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
<b>3 事態の特性で留意すべき事項</b>	
<b>4 住民の行動（基本事項）</b>	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
	屋内に居る場合
	屋外に居る場合
<b>5 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
<b>6 緊急時の連絡先</b>	
匝瑳市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話：0479-73-0084 F A X：0479-72-1114

例 2 市町村域内避難及び域外避難における避難実施要領の様式（例）

避 難 実 施 要 領				
				匝 瑳 市 長 月 日 時 分 現 在
市町村域内避難 及び 市町村域外避難				
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>				
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 :			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
<b>3 事態等の特性で留意すべき事項</b>				
事態の特性 (除染の必要性等)				
地域の特性				
時期による特性				
<b>4 避難者数 (単位：人)</b>				
地区名				合計
避難者数 (計)				
うち要配慮者数				
うち外国人等の数				
<b>5 避難施設</b>				
5-1 避難施設				
避難先地域				
避難施設名				
所在地				

収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他 ( )			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要配慮者			
	その他（入院患者等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難先			
	集合時間			
	その他（誘導責任者等）			
避難施設への避難	誘導の実施単位			
	輸送手段			

方法	避難経路				
	避難先				
	避難完了予定日時				
	その他（誘導責任者等）				
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位				
	要支援者への支援事項				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
8-3 残留者の確認方法					
確認者					
時期					
場所					
方法					
措置					
終了予定日時					
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期					
食事場所					
提供する食事の種類					
実施担当部署					
8-5 追加情報の伝達方法					
9 避難時の留意事項（主に住民）					
自宅から避難する場合の留意事項					
基本事項					
事態の特性					

	時期の特性
	避難場所での対応
<b>10 誘導に際しての留意事項（職員）</b>	
(心得・安全確保・服装等)	
<b>11 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	
<b>12 緊急時の連絡先</b>	
匝瑳市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話：0479-73-0084 F A X：0479-72-1114

### 例3 最小の項目に限った避難実施要領の様式（例）

避難実施要領			
			匝瑳市長 ○月○日○時○分現在
<b>1 警報の内容</b>			
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)			
<b>2 避難の指示</b>			
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)			
<b>3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）</b>			
要避難地域			
要避難者数			
うち要配慮者数			
避難先地域			
一時集合場所及び集合方法			
集合時間			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
<b>4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）</b>			
避難施設	名称		
	所在地		
	連絡先		
避難に当たっての留意事項	(携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援)		
追加情報の伝達方法			
<b>5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項2号）</b>			
職員の配置場所・人数			
職員間の連絡方法			
要配慮者の避難誘導方針			
残留者の確認方法			
<b>6 緊急時の連絡先</b>			
匝瑳市	電 話：0479-73-0084		
国民保護／緊急対処事態対策本部	FAX：0479-72-1114		

## IV 避難実施要領のパターンの方針

### 1 想定する事態の検討

「避難実施要領のパターン」は、実際に国民保護事案が発生した際に策定する「避難実施要領」そのものではなく、あくまでも事前に事態を想定して、その対応を用意するものである。このため、パターン作成に当たっては、どのような事態が起きるのか、それに対して国、都道府県からどの程度具体的な指示が来るのか等を検討して想定事例とすることが最初に行うべき作業であり、現実的で合理的な想定を設定することは極めて重要である。

国民保護事案として想定される事態は多種多様であり、どのような事態が想定されるかは、地理的特性や施設等により異なるものであるが、想定する事態としては、武力攻撃事態の4類型や緊急対処事態の4類型が考えられる。

### 2 事態の特徴

基本指針においては、武力攻撃事態は、①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル、④航空攻撃の4つの類型が想定されており、緊急対処事態については、①原子力事業所等の破壊や石油コンビナートの爆破等、②ターミナル駅や列車の爆破等、③炭疽菌やサリンの大量散布等、④航空機による自爆テロ等が例と想定されている。住民の避難に関する措置を実施する際には、事態の特徴を考慮しながら避難方法を検討することが必要であることから、事態ごとのおおまかな特徴を把握しておくことが重要である。

## 避難の際に考慮すべき事態の特徴

区分		特徴
武力攻撃事態	着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。</li> <li>・船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。</li> <li>・航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が接岸容易な地域と近接している場合は、特に目標とされやすい。</li> </ul>
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。</li> <li>・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</li> </ul>
	弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。</li> <li>・弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。</li> </ul>
	航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。</li> <li>・都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。</li> <li>・攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</li> </ul>



## 避難の際に考慮すべき事態の特徴

	区分	特徴
	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所等やダムの破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。</li> <li>・建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。</li> </ul>
	大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</li> </ul>
	交通機関を用いた攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。</li> <li>・爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。</li> </ul>
	大量殺傷物質等による攻撃	
緊急対処事態	放射性物質等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。</li> <li>・放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。</li> <li>・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。</li> </ul>
	生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。</li> <li>・発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した時には、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> <li>・毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。</li> </ul>
	化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</li> <li>・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類により異なる。</li> </ul>

### 3 避難実施要領のパターン設定

「匝瑳市国民保護計画」に規定する武力攻撃事態・緊急対処事態のうち、本市において発生する可能性が比較的高いと考えられる以下のパターンを作成しておくこととする。

- ・弾道ミサイル攻撃（着弾前）
- ・弾道ミサイル攻撃（着弾後）
- ・ゲリラや特殊部隊による攻撃（屋内避難）
- ・ゲリラや特殊部隊による攻撃（市域内避難）
- ・航空機による攻撃（兆候を事前に察知できない場合）
- ・着上陸侵攻（市域外避難）
- ・大規模集客施設への攻撃（市域内避難）
- ・NBC兵器による攻撃（市域内避難）

※NBCとは放射性物質（Nuclear）、生物剤（Biological）、化学剤（Chemical）の英語の頭文字を組み合わせた単語

## V 避難実施要領のパターン

避難に係る想定は、国の対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて避難実施要領を策定し、迅速に避難することが基本である。

なお、時間的な余裕がない場合においては、避難措置の指示を待たずに、避難の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聞き、それらの機関からの情報や助言等を踏まえて、避難の方法を決定することが必要である。また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるように、現地調整所に派遣している市職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うことが必要である。

当初の段階では、各人の判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言等に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定する。

特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから平素から、住民が緊急時においていかに対応すべきかについて問題意識を持たせることが必要である。

## 弾道ミサイル攻撃（着弾前）

避難実施要領	
月 日 時 分 現在 匝瑳市長	
屋内避難（弾道ミサイル 着弾前）	
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>	
<p>国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。</p> <p>要避難地域内の住民は、現に所在する場所から最も近いコンクリート造り等の堅牢な建築物の中へ避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。</p> <p>実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応できるよう、住民に対して、警報の発令に関する情報を伝達するとともに、今後とるべき行動・留意事項について周知する。</p>	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	匝瑳市全域
実行の主体	C国
事案の概要と被害状況	弾道ミサイル発射の兆候があることから、発射された場合に備えた対応を講じることができるよう、警報を発令し、屋内避難指示を行った。
今後の予測・影響と措置	(1) 弾道ミサイルが発射された場合、速やかに発射方向と着弾予想地域の情報を国、県などから入手し、住民に対し、堅牢な建築物等への屋内避難を防災行政無線、SNS、広報車、市HP等により即座に伝達する。 (2) その際、住民に対しテレビ、ラジオ、防災行政無線等からの情報収集を呼びかける。
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	匝瑳市全域
避難先と避難誘導の方針	(1) 最も近いコンクリート造り等の堅牢な建築物の中へ避難する。 (2) 近くに適当な建築物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 (3) 避難先の誘導方針：着弾以降も外出を避けることを呼びかける。 (4) 一次攻撃以降も不要な外出を避けることを呼びかける。

	<p>二次攻撃以降も発射の都度、国による警報が発令されることから、避難については、防災行政無線、SNS、市HP等により即座に伝達する。</p> <p>(5) 服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。</p> <p>(6) 状況により市域外への避難が考えられるため、避難に必要な金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えなど携行品を準備する。</p>
避難開始日時	警報発令後、速やかに
避難完了予定日時	警報発令後、速やかに
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>(1) 匝瑳警察署と匝瑳消防署は、それぞれの車両により、市民へ警報の伝達と屋内避難の呼びかけを行う。</p> <p>(2) バス会社へ市内運行停止を指示</p> <p>(3) 鉄道会社へ市内運行停止を指示</p> <p>(4) 各施設管理者は利用者の避難行動の誘導を行う。</p>
連絡調整先	<p>匝瑳警察署 0479-72-0110</p> <p>匝瑳消防署 0479-72-0119</p> <p>千葉交通株式会社 0479-22-8486</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社 043-284-6833</p>
<b>3 事態の特性で留意すべき事項</b>	
<p>(1) 着弾地点の正確な予想は困難なため、コンクリート造り等の堅牢な建築物の中等に避難する。</p> <p>(2) ミサイルの着弾音と思われる不審な音を聞いた場合、市、消防機関、警察へ通報するよう周知する。</p> <p>(3) NBC弾頭が使用される可能性があることに留意する。</p>	
<b>4 住民の行動（基本事項）</b>	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内に居る場合	<p>(1) 屋内にいる場合には直ちに建築物の中央部に避難し（窓から離れる）、衣類や持ち物で後頭部を保護する。その際、ガラスの破片による被害が少ないところを選ぶ。</p> <p>(2) 今いる建築物より堅牢な建築物が近くに有る場合は、より堅牢な建築物へ避難する。</p> <p>(3) ドアや窓を全部閉め、エアコンや換気扇を停止し、必要により粘着テープで目張りを行い、可能な限り外気の流入を遮断する。</p> <p>(4) テレビ、ラジオ、防災行政無線等からの情報収集に努める。</p>

	(5) 出火防止対策を行う。
屋外に居る場合	<p>(1) 最も近いコンクリート造り等の堅牢な建築物に避難する。</p> <p>(2) 最も近い建築物への退避に時間的な余裕がない場合は、遮蔽物の物陰に留まり（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）、攻撃が沈静化した際に、直ちに最寄りの堅牢な建築物等へ移動する。</p> <p>(3) 車両内にいる者は、車を止めて近くの建築物（できれば頑丈な建築物）の中又は地下に避難する。周囲に避難できる建築物又は地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。なお、車を道路へ置いて避難するときは、緊急車両の妨げにならないように、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。</p> <p>(4) 列車内にいる者は、むやみに車外に出ず、車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動すること。</p>
<b>5 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 防災行政無線、SNS、広報車、市HP等により伝達する。</p> <p>(2) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報の発令が行われることから、本市が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。</p>
避難実施要領の伝達先	千葉県対策本部、匝瑳警察署、匝瑳市横芝光町消防組合等
<b>6 緊急時の連絡先</b>	
匝瑳市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：0479-73-0084 FAX：0479-72-1114

## 弾道ミサイル攻撃（着弾後）

避難実施要領	
月 日 時 分 現在 匠瑳市長	
市域内避難 及び 市域外避難（弾道ミサイル 着弾後）	
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>	
国の対策本部長は○日○時○分頃に匠瑳市○○地区において発生した爆発について、C国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺の匠瑳市○○地区及びその風下となる●●地区の一部を要避難地域として、避難措置の指示を行った。	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	匠瑳市○○地区■■■（施設名）付近
実行の主体	C国
事案の概要と被害状況	（１）ミサイル着弾の状況調査 匠瑳市内にミサイル落下。NBC弾の可能性あり。人的・物的被害について調査中。 （２）爆発等による限定的な被害 匠瑳市○○地区の■■■（施設名）事案発生場所を中心に半径○○○mに居住する住民、来場者等の避難
今後の予測・影響と措置	弾頭の種類に応じて人員除染、地域除染実施。
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	匠瑳市○○地区、●●地区
避難先と避難誘導の方針	（１）爆心地に近い要避難地域の○○地区の住民・・・人に対して、ただちに周辺地域から離れ、本日・・・時を目途に○○○小学校体育館へ避難させる。 （２）着弾地点の風下となり要避難地域に該当する●●地区の住民・・・名に対して、本日・・・時を目途に□□□中学校体育館に避難させる。 （３）要避難地域外の地域も、不要不急の外出を避け、努めて屋内避難を継続。 （４）避難対象住民約○○世帯の立ち退き避難・安全確保（避難誘導、避難所の開設） （５）二次被害の拡大防止
避難開始日時	・・・時予定
避難完了予定日時	指示後、●時間程度
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	市対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう県警察、消防機関、自衛隊等とともにミサイル落下地点の風上地点に、現地調整所を設け、担当職員を派遣し、現地における調整

	<p>にあたる。</p> <p>また、市対策本部は、NBC災害への対応能力を有する専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の避難所における医療救護活動について県と調整を行う。避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、県と専門医療機関への受入れの調整を行う。</p> <p>近傍地域に除染所を開設中。消防機関が消防警戒区域の設定、救助、検知、除染準備を実施中。県警察が交通規制、検知、除染準備を実施中。自衛隊に災害派遣要請し、除染準備中。その他、県内消防、緊急消防援助隊に派遣要請を実施。</p>			
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。</p> <p>県対策本部：市職員2名を派遣  現地調整所：市職員2名を派遣  ※国の現況対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣する。</p> <p>匝瑳警察署 0479-72-0110  匝瑳消防署 0479-72-0119  ※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡をとる必要が生じた時には、適宜適切な手段を使用する。</p>			
<b>3 事態等の特性で留意すべき事項</b>				
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>(1) 弾種、化学弾であれば化学剤の種類（一時性、持久性）によって対応が異なる。地域除染が必要となった場合、屋内避難が数日にわたる可能性ある。</p> <p>(2) 要避難地域の住民の状況把握が困難。</p> <p>(3) 化学剤の種類によっては、要避難地域での消防団等の活動は困難。</p> <p>(4) NBC兵器等が使用された場合、風の方向を考慮して避難。</p> <p>(5) 風向・風速の状況によっては影響が広範囲に及ぶ。</p>			
地域の特性	<p>(1) 地域の結びつきが強く地域の自治会単位の行動が期待できる。また、要支援者の避難には、自治会と連携して避難支援者等関係者を派遣して避難を行う。</p> <p>(2) 高齢化が進んでおり、避難することが困難な方への対応に時間がかかると想定される。</p> <p>(3) 気象の影響（風下地域）がある。</p>			
時期による特性	<p>(1) 夏期の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要。</p> <p>(2) 乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性もある。</p> <p>(3) 雨が予想される場合、着替えやカップ等の準備を伝達する。</p>			
<b>4 避難者数（単位：人）</b>				
地区名	○○地区	●●地区		合計



避難者数（計）	当時の状況による		
うち要支援者数			
うち外国人等の数			
<b>5 避難施設</b>			
5-1 避難施設			
避難先地域	□□地区	□□地区	
避難施設名	〇〇〇小学校	□□□中学校	
所在地	匝瑳市・・・	匝瑳市・・・	
収容可能人数（人）	当時の状況による		
連絡先（電話等）			
連絡担当者	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	
その他の留意事項等			
5-2 一時集合場所			
一時集合場所名			
所在地	当時の状況による		
連絡先（電話等）			
連絡担当者			
その他の留意事項等			
<b>6 避難手段</b>			
<p>(1) 集合場所への移動は、原則徒歩により行う。</p> <p>(2) 担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。</p> <p>(3) 避難施設には、各世帯、事業所等の単位で移動する。</p> <p>(4) 自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時の避難行動要支援者の支援方法を参考に避難させる。</p> <p>(5) 市民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。</p>			
輸送手段	鉄道 ・ <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> ・ 船舶 ・ <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> （庁用車、事業者車両）		
輸送手段の詳細	種類（車種等）	市バス、庁用車、事業者車両	
	台数	当時の状況による	
	輸送可能人数		
	連絡先	〇〇課〇〇	
輸送力の配分の考え方	危険度の高い地域を優先		
その他輸送手段	要支援者	避難支援者等の関係者がいない要支援者に対しては、避難施設まで庁用車等による搬送を行う。	
	その他（入院患者等）	市内の病院及び隣接市町の病院と調整し、救急車等による搬送を行う。	
<b>7 避難経路</b>			
避難に使用する経路	主要な避難経路は「県道A線」、「県道B線」、「市道C線」とする。詳細は別添地図のとおり		
交通規制	実施者の確認	匝瑳警察署、消防団	

	規制にあたる人数	〇〇名			
	規制場所	〇〇交差点、〇〇交差点、〇〇交差点			
警備体制	実施者の確認	匝瑳警察署、状況により自衛隊			
	規制にあたる人数	〇〇名			
	規制場所	〇〇交差点、〇〇交差点、〇〇交差点			
<b>8 避難誘導方法</b>					
8-1 避難（輸送）方法					
地区		〇〇地区	●●地区		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難先	当時の状況による			
	集合時間				
	その他（誘導責任者等）				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各世帯・事業所	各世帯・事業所		
	輸送手段	バス/徒歩/自家用車	バス/徒歩/自家用車		
	避難経路	「県道A線」～「市道C線」を使用する。詳細は別添地図のとおり	「県道B線」～「市道C線」を使用する。詳細は別添地図のとおり		
	避難先	〇〇〇小学校	□□□中学校		
	避難完了予定日時	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分		
	その他（誘導責任者等）	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇		
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画に基づいて個別に対応	個別避難計画に基づいて個別に対応		
	要支援者への支援事項	個別避難計画に基づいて個別に対応	個別避難計画に基づいて個別に対応		
	輸送手段	庁用車及び介護事業者へ協力を依頼	庁用車及び介護事業者へ協力を依頼		
	避難経路				
	避難先	当時の状況による			
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
(1) 市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。					

<p>(2) 派遣する職員は別に定める。</p> <p>(3) 避難誘導員の配置については、次に示すとおり、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において、連絡所には、必要に応じて救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。また、避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。</p>	
配置場所	学校や主要交差点など、当時の状況による
人数	交通誘導は各地点1名、避難施設各2名
現地調整所	連絡要員を2名配置
<b>8-3 残留者の確認方法</b>	
確認者	△△課、消防職員、消防団員、県警察、状況により自衛隊
時期	〇日〇時開始
場所	〇〇地区
方法	(1) 防災行政無線、SNS、広報車、市HP等による呼びかけを行う。 (2) 戸別訪問を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断する。
措置	残留者に対し避難するように説得するとともに、残留の状況について把握しておく。
終了予定日時	〇月〇日・・・時まで
<b>8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法</b>	
食事時期	各避難所に移動後
食事場所	各避難所
提供する食事の種類	当時の状況による
実施担当部署	〇〇課、避難所担当職員
<b>8-5 追加情報の伝達方法</b>	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、SNS、広報車、市HP等	
<b>9 避難時の留意事項（主に住民）</b>	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
<p>(1) 避難時は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品等の非常持出品を携行する。</p> <p>(2) ガス・水道の元栓を締め、コンセントを抜く等出火防止対策を行う。その後、家の戸締まりをする。</p> <p>(3) 家族の所在・連絡先の確認、避難先の連絡</p> <p>(4) 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</p>	
事態の特性	
<p>(1) 避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、持参しているときは、手袋、帽子、ゴーグル、カップ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てさせる。</p> <p>(2) 車両内にいる者は、車を止めて近くの建築物（できれば頑丈な建築物）の中又は地下に避難する。周囲に避難できる建築物又は地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。なお、車を道路へ置いて避難するときは、緊急車両の妨げ</p>	

	にならないように、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
	<p>時期の特性</p> <p>(1) 夏期の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要。  (2) 乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性もある。  (3) 雨が予想される場合、着替えやカップ等の準備を伝達する。  (4) 通勤・通学時間、休日など多数の利用者・来場者がいる場合がある。</p>
	<p>避難場所での対応</p> <p>(1) 家族の所在等避難状況の通報  (2) 汚染の恐れのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼びかけるとともに、体調の悪化を確認したときは、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の協力を得て病院等に移送する。</p>
<b>10 誘導に際しての留意事項（職員）</b>	
	<p>(心得・安全確保・服装等)</p> <p>(1) 職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。  (2) 特殊標章等を携帯すること。  (3) ビブス、腕章等の着用により、避難誘導員であることの立場を明確にし、その活動に理解と協力を求める。  (4) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。  (5) 避難誘導の際は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、カップ、マスク等の着用をすること。  (6) 原則として単独での行動はしない。  (7) 周囲に異変を感じたら、独自の判断で安全な地域まで移動する。  (8) 消防機関が設定するホットゾーンやウォームゾーンには立ち入らない。  (9) 二次災害（避難時の事案発生）の防止のための警戒体制  (10) 消防団、消防機関、県警察及び県等関係機関との連携  (11) 要避難地域外の避難者の抑制  (12) 職員間の認識共有、交代体制</p>
<b>11 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 担当職員等は、防災行政無線、SNS、広報車、市HP等による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。この場合において爆心地に特に近い〇〇地区の住民への伝達については、防護服を装備した者が伝達する。  (2) 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内にある地域の自治会長、自主防災会長に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。担当職員は民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と連携し、要支援者への伝達を行う。  (3) 担当職員は報道関係者に対して、避難実施要領の内容について情報提供する。  (4) 非常用持ち出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を活用し、情報の収集を呼びかける。</p>
避難実施要領の伝達先	千葉県対策本部、匝瑳警察署、匝瑳市横芝光町消防組合等
職員間の連絡手段	当時の状況による

12 緊急時の連絡先	
匝瑳市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話：0479 - 73 - 0084 FAX：0479 - 72 - 1114

## ゲリラや特殊部隊による攻撃（屋内避難）

避 難 実 施 要 領	
月 日 時 <span style="float: right;"><b>匝瑳市長</b> 分現在</span>	
屋 内 避 難（ゲリラ・特殊部隊）	
<b>想定される事態</b>	
（１）市内及びその周辺でゲリラ・特殊部隊の活動が活発であり、公共施設、大規模商業施設、交通機関が攻撃の対象とされるおそれがある場合 （２）市内及びその周辺でゲリラ・特殊部隊による攻撃の発生直後	
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>	
（１）市内及びその周辺でゲリラ・特殊部隊の活動が活発であり、大規模商業施設、交通機関が攻撃の対象とされるおそれがあるため、住民に屋内避難を指示 （２）市内及びその周辺でゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生したため、屋内避難を指示	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	匝瑳市全域
実行の主体	C国 特殊部隊
事案の概要と被害状況	（１）ゲリラ・特殊部隊員は武器及び爆発物を所持しているものとみられる。警報を発令し、屋内避難指示を行った。 （２）ゲリラ・特殊部隊員の行動が不明なため、他地区での二次攻撃の可能性がある。
今後の予測・影響と措置	（１）県警察、自衛隊により攻撃の沈静化を図っているが、ゲリラ・特殊部隊員の潜伏場所や勢力等正確な情報が入手できないため、突発的な不足事態の発生が懸念され、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれる恐れが少ない。 （２）県の要請後、県警察、消防機関等によりNBCが検知された場合、風向・風速の状況によっては影響が広範囲に及び、被害が拡大する可能性がある。NBCの影響を考慮し、正確な情報が入手できるまで屋内に一時的に避難させる。 （３）攻撃対象や攻撃地点の情報を入手し、住民に対し、屋内避難を防災行政無線、SNS、広報車、市HP等により即座に伝達する。その際、住民に対しテレビ、ラジオ、防災行政無線等からの情報入手を呼びかける。
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s

2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	匝瑳市全域
避難先と避難誘導の方針	<p>(1) 武力攻撃事態（緊急対処事態）、又は予測事態</p> <p>(2) ゲリラ・特殊部隊員の勢力・挙動が不明であることから、一時的に屋内避難を行う。必要があると判断された場合、該当施設からの域外避難を行う。また、NBCの影響が懸念されることから、一時的に屋内避難を行う。</p> <p>(3) 必要があると判断された場合、該当地域からの域外避難を行う。</p> <p>(4) 事業者と連携した鉄道利用者、公共施設、大規模商業施設来場者の安全確保を行う。</p> <p>(5) 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、県警察からの情報</li> <li>・ 鉄道、公共施設、大規模商業施設の情報</li> </ul>
避難開始日時	避難の指示後、速やかに
避難完了予定日時	避難の指示後、速やかに
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>(1) 匝瑳警察署と匝瑳消防署は、それぞれの車両により、市民へ情報の伝達、市民の誘導および屋内避難の呼びかけを行う。</p> <p>(2) 県の要請後、県警察、消防機関はNBCの検知活動を行い、影響範囲を推定する。</p> <p>(3) 各施設管理者は利用者の避難行動の誘導を行う。</p>
連絡調整先	匝瑳警察署 0479-72-0110 匝瑳消防署 0479-72-1917
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>(1) ゲリラ・特殊部隊員の潜伏位置、勢力等の判明状況により、事態の長期化のおそれがあるととも屋内避難継続地域と市域外避難実施地域に区分される場合がある。</p> <p>(2) 屋内避難が長期化する場合、自宅等への個別避難住民に対する食糧や生活必需品等の供給、要配慮者・入院患者への対応が困難となるため、安全確保を前提として、近隣の避難施設へ集団避難させる必要が生じる。</p> <p>(3) NBCを使用したテロの可能性に対する配慮が必要である。</p>	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内に居る場合	(1) 直ちに玄関や窓に鍵をかけ、ゲリラ・特殊部隊員の侵入を防止する。

	<p>(2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等からの情報収集に努める。</p> <p>(3) ドアや窓を全部閉め、エアコンや換気扇を停止し、必要により粘着テープで目張りを行い可能な限り外気の流入を遮断する。 (NBC攻撃対策)</p> <p>(4) 状況により市域外への避難が考えられるため、避難に必要な金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えなど携行品を準備する。</p>
屋外に居る場合	<p>(1) 事案発生地域への侵入を極力避ける。また、不審な人物を見かけた際は接触せず、直ちに警察に連絡すること。</p> <p>(2) 県警察、消防機関等の指示に従い、安全な屋内に避難する。</p> <p>(3) 移動の際は風下への避難を避け、風向きと垂直方向よりも風上へ移動する。(NBC攻撃対策)</p> <p>(4) 現場付近で目まいや吐き気など体調不良を感じた場合は、直ちに消防機関等に連絡する。</p> <p>(5) 最も近いコンクリート造り等の堅牢な建築物の中へ避難する。</p>
<b>5 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 防災行政無線、SNS、広報車、市HP等により避難実施要領を伝達する。ただし、ゲリラ・特殊部隊員の潜伏予想地域等危険な地域における巡回広報は、武装警官や国民保護等派遣の自衛官に依頼する。</p> <p>(2) 市域外への避難が必要となる場合についても同様の手段により避難実施要領を伝達する。</p>
避難実施要領の伝達先	千葉県対策本部、匝瑳警察署、匝瑳市横芝光町消防組合等
<b>6 緊急時の連絡先</b>	
匝瑳市 国民保護／緊急処理事態対策本部	<p>電話：0479-73-0084</p> <p>FAX：0479-72-1114</p>



## ゲリラや特殊部隊による攻撃（市域内避難）

避難実施要領	
月 日 時 分 現在 匠瑳市長	
市域内避難（ゲリラ・特殊部隊）	
<b>想定される事態</b>	
市内の一部でゲリラ・特殊部隊による攻撃による被害が発生した場合、又はおそれがある場合（大規模商業施設、鉄道駅舎、公共施設、住宅密集地）	
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>	
(1) 爆発等による限定的な被害 匠瑳市〇〇地区の■■■（施設名）事案発生場所を中心に半径〇〇〇mに居住する住民、来場者等の避難 (2) 火災の発生 匠瑳市〇〇地区の事案発生により発生した火災発生地点を中心に半径〇〇〇mに居住する住民、来場者等の避難	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	匠瑳市■■■（施設名）付近
実行の主体	C国 特殊部隊
事案の概要と被害状況	ゲリラ・特殊部隊による攻撃により局所的な被害の発生（爆発、火災）
今後の予測・影響と措置	(1) 死傷者の発生、救命救助活動・消火活動 (2) 消防機関、県警察等による事案の特定、警戒区域の設定 (3) 避難対象住民約〇〇世帯の立ち退き避難・安全確保（避難誘導、避難所の開設） (4) 二次被害の拡大防止 (5) NBC攻撃の可能性はある。
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	匠瑳市〇〇地区の■■■（施設名）を中心に半径〇〇〇m
避難先と避難誘導の方針	(1) 事業者、消防機関、県警察と連携し、負傷者の救出救護、警戒区域（要避難地域）の決定、避難対象者の決定（ゾーニング） (2) 避難経路の指定、避難所の決定・開設準備 (3) 防災行政無線、SNS、広報車、市HP等による指示の伝達 (4) 事業者、消防団、県警察と連携し、避難者の避難誘導・輸送、避難所の受け入れ（要配慮者を含む。） (5) 消防団、県警察と連携し、警戒区域の及び周辺の警戒・交通規制（巡回、戸別訪問による退去の確認） (6) 要避難地域外の住民の屋内避難による行動の抑制 (7) 必要により、現地調整所の設置
避難開始日時	・ ・ 時予定

避難完了予定日時	・・・時予定
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>○県警察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察のゲリラ・特殊部隊対処に伴う協力体制</li> <li>・爆発物等の種類の特定の調査</li> <li>・市との要避難地域、警戒区域決定の協議</li> <li>・警戒区域とその周辺の警戒、交通規制を調整</li> <li>・避難誘導時の交通規制、住民の退去勧告</li> </ul> <p>○消防機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の救命救助、救急搬送</li> <li>・火災発生時の消火活動</li> <li>・爆発物等の種類の特定の調査</li> <li>・市との要避難地域、警戒区域決定の協議</li> <li>・延焼火災時の消火活動</li> </ul> <p>○自衛隊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊のゲリラ・特殊部隊対処に伴う協力体制</li> <li>・爆発物等の種類特定の調査</li> </ul> <p>○県・指定地方公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒区域内の交通機関の運休、又は迂回及び住民の輸送支援</li> <li>・二次被害防止のための送電・ガス供給の停止等の調整</li> </ul> <p>○市内事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、来場者の安全な場所への避難</li> <li>・要避難地域の事業者の営業停止</li> </ul> <p>※NBCが検知された場合は、市対策本部は、NBC災害への対応能力を有する専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の避難所における医療救護活動について県と調整を行う。</p>
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。</p> <p>県対策本部：市職員2名を派遣  現地調整所：市職員2名を派遣</p> <p>※国の現況対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣する。</p> <p>匠瑳警察署 0479-72-0110  匠瑳消防署 0479-72-0119</p> <p>※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡をとる必要が生じた時には、適宜適切な手段を使用する。</p>
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>(1) 弾種、化学弾であれば化学剤の種類（一時性、持久性）によって対応が異なる。地域除染が必要となった場合、屋内避難が数日にわたる可能性がある。</p> <p>(2) 要避難地域の住民の状況把握が困難。</p> <p>(3) 化学剤の種類によっては、要避難地域での消防団等の活動は困難。</p> <p>(4) NBC兵器等が使用された場合、風の方向を考慮して避難。</p>

	(5) 風向・風速の状況によっては影響が広範囲に及ぶ。
地域の特性	(1) 地域の結びつきが強く地域の自治会単位の行動が期待できる。また、要支援者の避難には、自治会と連携して避難支援者等関係者を派遣して避難を行う。 (2) 高齢化が進んでおり、避難することが困難な方への対応に時間がかかると想定される。 (3) 住宅密集地、大規模商業施設での発生
時期による特性	(1) 夏季の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要。 (2) 乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性もある。 (3) 雨が予想される場合、着替えやカップ等の準備を伝達する。 (4) 通勤・通学時間、休日など多数の利用者・来場者がいる場合がある。

#### 4 避難者数 (単位: 人)

地区名	○○地区	●●地区		合計
避難者数 (計)	当時の状況による			
うち要支援者数				
うち外国人等の数				

#### 5 避難施設

##### 5-1 避難施設

避難先地域	○○○地区	●●地区		
避難施設名	○○小学校	○○中学校		
所在地	匝瑳市・・・	匝瑳市・・・		
収容可能人数 (人)	当時の状況による			
連絡先 (電話等)				
連絡担当者	○○課○○	○○課○○		
その他の留意事項等				

##### 5-2 一時集合場所

一時集合場所名				
所在地	当時の状況による			
連絡先 (電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項等				

#### 6 避難手段

- (1) 避難所への移動は、原則徒歩により行う。
- (2) 担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。
- (3) 避難所には、各世帯、事業所等の単位で異動する。
- (4) 自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時の避難行動要支援者の支援方法を参考に避難させる。
- (5) 市民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。

輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他 (庁用車、事業者車両)		
輸送手段の詳細	種類 (車種等)	市バス、庁用車、事業者車両	
	台数	当時の状況による	
	輸送可能人数		
	連絡先	〇〇課〇〇	
輸送力の配分の考え方	危険度の高い地域を優先		
その他輸送手段	要支援者	避難支援者等の関係者がいない要支援者に対しては、避難施設まで庁用車等による搬送を行う。	
	その他 (入院患者等)	市内の病院及び隣接市町の病院と調整し、救急車等による搬送を行う。	
<b>7 避難経路</b>			
避難に使用する経路		主要な避難経路は「県道A線」、「県道B線」、「市道C線」とする。詳細は別添地図のとおり	
交通規制	実施者の確認	匝瑳警察署、消防団	
	規制にあたる人数	〇〇名	
	規制場所	〇〇交差点、〇〇交差点、〇〇交差点 (■■■■ (施設名) から半径〇〇〇m)	
警備体制	実施者の確認	匝瑳警察署、状況により自衛隊	
	規制にあたる人数	〇〇名	
	規制場所	〇〇交差点、〇〇交差点、〇〇交差点 (■■■■ (施設名) から半径〇〇〇m)	
<b>8 避難誘導方法</b>			
8-1 避難 (輸送) 方法			
地区	〇〇地区	●●地区	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位		
	輸送手段		
	避難先	当時の状況による	
	集合時間		
	その他 (誘導責任者等)		
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各世帯・事業所	各世帯・事業所
	輸送手段	バス/徒歩/自家用車	バス/徒歩/自家用車
	避難経路	「県道A線」～「市道C線」を使用する。詳細は別添地図のとおり	「県道B線」～「市道C線」を使用する。詳細は別添地図のとおり
	避難先	〇〇小学校	〇〇中学校
	避難完了予定日時	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分

	その他(誘導責任者等)	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇		
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画に基づいて個別に対応	個別避難計画に基づいて個別に対応		
	要支援者への支援事項	個別避難計画に基づいて個別に対応	個別避難計画に基づいて個別に対応		
	輸送手段	庁用車及び介護事業者へ協力を依頼	庁用車及び介護事業者へ協力を依頼		
	避難経路				
	避難先	当時の状況による			
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
<p>(1) 市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。</p> <p>(2) 派遣する職員は別に定める。</p> <p>(3) 避難誘導員の配置については、次に示すとおり、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において、連絡所には、必要に応じて救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。また、避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。</p>					
配置場所	学校や主要交差点など、当時の状況による				
人数	交通誘導は各地点1名、避難施設各2名				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	△△課、消防職員、消防団員、県警察、状況により自衛隊				
時期	〇日〇時開始				
場所	警戒区域、商業施設				
方法	<p>(1) 防災行政無線、SNS、広報車、市HP等による呼びかけを行う。</p> <p>(2) 戸別訪問(必要により防護衣一式を支給)を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断する。</p>				
措置	残留者に対し避難するように説得するとともに、残留の状況について把握しておく。				
終了予定日時	〇月〇日・・・時まで				
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期	各避難所に移動後				
食事場所	各避難所				
提供する食事の種類	当時の状況による				
実施担当部署	〇〇課、避難所担当職員				
8-5 追加情報の伝達方法					

避難誘導員による連絡、防災行政無線、SNS、広報車、市HP等	
<b>9 避難時の留意事項（主に住民）</b>	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難時は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品等の非常持出品を携行する。</li> <li>(2) ガス・水道の元栓を締め、コンセントを抜く等出火防止対策を行う。その後、家の戸締まりをする。</li> <li>(3) 家族の所在・連絡先の確認、避難先の連絡</li> <li>(4) 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</li> </ul>
事態の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難時に事案に巻き込まれる可能性あり。</li> <li>(2) 避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、持参しているときは、手袋、帽子、ゴーグル、カッパ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てさせる。</li> </ul>
時期の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 夏季の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要。</li> <li>(2) 乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性もある。</li> <li>(3) 雨が予想される場合、着替えやカッパ等の準備を伝達する。</li> <li>(4) 通勤・通学時間、休日など多数の利用者・来場者がいる場合がある。</li> </ul>
避難場所での対応	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家族の所在等避難状況の通報</li> <li>(2) 汚染の恐れのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼びかけるとともに、体調の悪化を確認したときは、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の協力を得て病院等へ移送する。</li> </ul>
<b>10 誘導に際しての留意事項（職員）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 二次災害（避難時の事案発生）の防止のための警戒体制</li> <li>(2) 消防団、消防機関、県警察及び県等関係機関との連携</li> <li>(3) 要避難地域外の避難者の抑制</li> <li>(4) 職員間の認識共有、交代体制</li> <li>(5) 職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</li> <li>(6) 特殊標章等を携帯すること。</li> <li>(7) ビブス、腕章等の着用により、避難誘導員であることの立場を明確にし、その活動に理解と協力を求める。</li> <li>(8) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</li> <li>(9) 避難誘導の際は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、カッパ、マスク等の着用をすること。</li> <li>(10) 原則として単独での行動はしない。</li> <li>(11) 周囲に異変を感じたら、独自の判断で安全な地域まで移動する。</li> <li>(12) 消防機関が設定するホットゾーンやウォームゾーンには立ち入らない。</li> </ul>	
<b>11 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への	(1) 担当職員等は、防災行政無線、SNS、広報車、市HP等に

伝達方法	<p>よる伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。この場合において爆心地に特に近い○○地区の住民への伝達については、防護服を装備した者が伝達する。</p> <p>(2) 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内にある地域の自治会長、自主防災会長に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。担当職員は民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。</p> <p>(3) 担当職員は報道関係者に対して、避難実施要領の内容について情報提供する。</p> <p>(4) 非常用持ち出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を活用し、情報の収集を呼びかける。</p>
避難実施要領の伝達先	千葉県対策本部、匝瑳警察署、匝瑳市横芝光町消防組合等
職員間の連絡手段	当時の状況による
<b>12 緊急時の連絡先</b>	
匝瑳市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：0479-73-0084 FAX：0479-72-1114

## 航空機による攻撃（兆候を事前に察知できない場合）

避難実施要領	
月 日 時 <span style="float: right;">匝瑳市長 分現在</span>	
屋内避難（航空機による攻撃）	
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>	
航空機による航空攻撃。千葉県から、C国からの爆撃機が本市方面へ飛来予測との連絡が入った。攻撃目標が判断できないことから、屋内避難の指示を行う。	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	関東地区全域
実行の主体	C国
事案の概要と被害状況	(1) 市対策本部長は、航空機による攻撃の兆候があることから、領空に侵入された場合に備えた適切な対応を講じることができるよう、あらかじめ航空機による攻撃の情報と危険性の周知を実施した。 (2) 上記の情報から、屋内避難指示を行った。
今後の予測・影響と措置	領空に侵入された場合、速やかに対象地域の情報を国、県から入手し、住民に対し、堅牢な建築物等の屋内に避難できるよう対応を周知徹底する。その際、住民に対しテレビ、ラジオ、防災行政無線等からの情報収集を呼びかける。
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	匝瑳市全域
避難先と避難誘導の方針	(1) 最も近いコンクリート造り等の堅牢な建築物の中へ避難する。 (2) 近くに適当な建築物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 (3) 避難先の誘導方針：一次攻撃以降も外出を避けることを呼びかける。 (4) 一次攻撃以降も不要な外出を避けることを呼びかける。二次攻撃以降も攻撃の都度、国による警報が発令されることから、避難については、防災行政無線、SNS、市HP等により即座に伝達する。 (5) 服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等



	<p>を着用すること。</p> <p>(6) 状況により市域外への避難が考えられるため、避難に必要な金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えなど携行品を準備する。</p>
避難開始日時	<p>飛来予定時刻が事前に判明していれば●時間前から屋内避難指示を行う。飛来時刻が不明の場合は、情報確認後、速やかに実施する。</p>
避難完了予定日時	<p>航空機による爆弾投下がなければ、機影が確認できなくなった時点で避難指示を解除する。</p> <p>被害が発生した場合は、投下物、火災の処理が全て終了し、安全が確保された段階で避難指示を解除する。</p>
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>○市：防災行政無線、広報車、SNS、市HP等による屋内避難指示及び経過情報の伝達。</p> <p>県警察、自衛隊への市対策本部設置連絡と投下物の対応準備依頼。</p> <p>○消防機関：投下物による火災及び救急事案への対応準備。</p> <p>○各施設管理者：利用者の避難行動の誘導</p> <p>○県警察、状況により自衛隊：投下物の対応準備</p> <p>※自衛隊は、一過性の攻撃と断定できていれば問題無いが、航空機による攻撃の状況においては、状況により治安出動、防衛出動等により対応困難となる可能性あり。</p>
連絡調整先	対策本部設置時連絡先による。
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>攻撃目標を早期に判定にすることは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難を市全域でとる必要がある。投下物による破壊、火災が発生した場合は弾道ミサイル着弾後の避難実施要領のパターンを準用し、避難範囲等の設定などの対応を行う。</p>	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内に居る場合	<p>(1) 屋内にいる場合には直ちに建築物の中央部に避難し（窓から離れる）、衣類や持ち物で後頭部を保護する。その際、ガラスの破片による被害が少ないところを選ぶ。</p> <p>(2) 今いる建築物より堅牢な建築物が近くに有る場合は、より堅牢な建築物へ避難する。</p> <p>(3) 安全が確保されるまで、むやみに建築物の外に出ない。</p> <p>(4) ドアや窓を全部閉め、エアコンや換気扇を停止し、必要</p>

	<p>により粘着テープで目張りを行い、可能な限り外気の流入を遮断する。(NBC攻撃対策)</p> <p>(5) テレビ、ラジオ、防災行政無線等からの情報収集に努める。</p> <p>(6) 出火防止対策を行う。</p>
屋外に居る場合	<p>(1) 最も近いコンクリート造り等の堅牢な建築物に避難する。</p> <p>(2) 最も近い建築物への退避に時間的な余裕がない場合は、遮蔽物の物陰に留まり(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける)、攻撃が沈静化した際に、直ちに最寄りの堅牢な建築物等へ移動する。</p> <p>(3) 攻撃が沈静化した場合には風下を避け、速やかに攻撃が行われた場所から離れる。</p> <p>(4) 時間に余裕がある場合は、穴を掘って簡易シェルターとする。</p> <p>(5) 車両内にいる者は、車を止めて近くの建築物(できれば頑丈な建築物)の中又は地下に避難する。周囲に避難できる建築物又は地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。なお、車を道路へ置いて避難するときは、緊急車両の妨げにならないように、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。</p> <p>(6) 列車内にいる者は、むやみに車外に出ず、車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動すること。</p>
<b>5 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 防災行政無線、SNS、広報車、市HP等により伝達する。</p> <p>(2) 市域外への避難が必要となる場合についても同様の手段により伝達する。</p>
避難実施要領の伝達先	千葉県対策本部、匝瑳警察署、匝瑳市横芝光町消防組合等
<b>6 緊急時の連絡先</b>	
匝瑳市 国民保護／緊急対処事態対策本部	<p>電 話：0479-73-0084</p> <p>FAX：0479-72-1114</p>

## 着上陸侵攻（市域外避難）

避難実施要領	
月 日 時 分 現在 匠瑳市長	
市域外避難（着上陸侵攻）	
<b>想定される事態</b>	
九十九里浜から、敵部隊の上陸が予想され、市域外への避難の必要性がある場合	
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>	
武力攻撃（予測）事態着上陸侵攻により、県は、〇〇県への住民避難の指示を出した。住民は、〇〇県〇〇町への市域外避難を行う。	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	匠瑳市内海岸
実行の主体	C国 正規部隊
事案の概要と被害状況	武力攻撃（予測）事態が認定され県（市全域）が戦闘地域（後方地域）となり、避難をする必要性がある。
今後の予測・影響と措置	全国的な対応が必要なため、国及び県の指示に従う。 事態の終息は不透明であり、避難の期間は長期化の可能性が高い。
気象の状況	天候：____ 気温____℃ 風向____ 風速____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	匠瑳市全域
避難先と避難誘導の方針	（１）市で指定した駅、又は施設へ徒歩や自家用車で移動する。その後の交通手段等の避難方法については、市で指示する。 （２）夜間や荒天時など避難に危険が伴う状況の場合、いくつかのコミュニティセンターを休憩所とする。 （３）市対策本部は、避難住民の誘導に関し、県警察及び国民保護等派遣の自衛隊の部隊等の長と緊密に連携する。 （４）市は全員の避難終了まで、誘導を行う。避難の単位は、可能な限り各世帯、又は事業所単位等とする。 （５）避難誘導、移動中における食料等の配給、要支援者等の避難の援助などは必要に応じ、住民に協力を求める。
避難開始日時	・・時予定
避難完了予定日時	指示後、●時間程度
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	（１）県 ・避難経路の指示 ・避難のための交通手段の指示 ・医療救護体制 （２）県警察 ・避難時の交通統制、警戒

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の警備</li> <li>・残留者への退去勧告</li> </ul> <p>(3) 消防機関、消防団</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重症患者の転院及び避難時負傷した住民への対応</li> <li>・住民の避難の呼びかけ、誘導</li> </ul> <p>(4) 公共交通事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の輸送</li> </ul> <p>(5) 道路管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の避難誘導</li> </ul>
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。</p> <p>県対策本部：市職員2名を派遣  現地調整所：市職員2名を派遣</p> <p>※国の現況対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣する。</p> <p>匝瑳警察署 0479-72-0110  匝瑳消防署 0479-72-0119</p> <p>※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡をとる必要が生じた時には、適宜適切な手段を使用する。</p>

### 3 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	<p>(1) 避難準備・避難の実施の大規模化、長期化</p> <p>(2) 行政機能の移転</p> <p>(3) 避難間の安全確保</p> <p>(4) 混乱の防止</p>
地域の特性	<p>(1) 地域の結びつきが強く地域の自治会単位の行動が期待できる。また、要支援者の避難には、自治会と連携して避難支援者等関係者を派遣して避難を行う。</p> <p>(2) 高齢化が進んでおり、避難することが困難な方への対応に時間がかかると想定される。</p>
時期による特性	-

### 4 避難者数 (単位：人)

地区名	○○地区	●●地区		合計
避難者数 (計)	当時の状況による			
うち要支援者数				
うち外国人等の数				

### 5 避難施設

#### 5-1 避難施設

避難先地域	○○○地区	●●●地区		
避難施設名	○○○小学校	○○○中学校		
所在地	匝瑳市・・・	匝瑳市・・・		
収容可能人数 (人)	当時の状況による			
連絡先 (電話等)				

連絡担当者	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇		
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地	当時の状況による			
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
<p>(1) 集合場所への移動は、原則徒歩により行う。</p> <p>(2) 担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。</p> <p>(3) 避難施設には、各世帯、事業所等の単位で移動する。</p> <p>(4) 自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時の避難行動要支援者の支援方法を参考に避難させる。</p> <p>(5) 市民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。</p>				
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（庁用車、事業者車両）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	市バス、事業者車両		
	台数	当時の状況による		
	輸送可能人数			
	連絡先	〇〇課〇〇		
輸送力の配分の考え方	危険度の高い地域を優先			
その他輸送手段	要支援者	避難支援者等の関係者がいない要支援者に対しては、避難施設まで庁用車等による搬送を行う。		
	その他（入院患者等）	市内の病院及び隣接市町の病院と調整し、救急車等による搬送を行う。		
7 避難経路				
避難に使用する経路		主要な避難経路は「県道A線」、「県道B線」、「市道C線」とする。詳細は別添地図のとおり		
交通規制	実施者の確認	匝瑳警察署、消防団		
	規制にあたる人数	〇〇名		
	規制場所	〇〇交差点、〇〇交差点、〇〇交差点		
警備体制	実施者の確認	匝瑳警察署、状況により自衛隊		
	規制にあたる人数	〇〇名		
	規制場所	〇〇交差点、〇〇交差点、〇〇交差点		
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区	〇〇地区	●●地区		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	—	—	
	輸送手段	—	—	
	避難先	—	—	

	集合時間	—	—		
	その他(誘導責任者等)	—	—		
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各世帯・事業所	各世帯・事業所		
	輸送手段	バス/徒歩/自家用車	バス/徒歩/自家用車		
	避難経路	「県道A線」～「市道C線」を使用する。詳細は別添地図のとおり	「県道B線」～「市道C線」を使用する。詳細は別添地図のとおり		
	避難先	〇〇〇小学校	〇〇〇中学校		
	避難完了予定日時	・・時・・分	・・時・・分		
	その他(誘導責任者等)	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇		
	要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画に基づいて個別に対応	個別避難計画に基づいて個別に対応	
要支援者への支援事項		個別避難計画に基づいて個別に対応	個別避難計画に基づいて個別に対応		
輸送手段		庁用車及び介護事業者へ協力を依頼	庁用車及び介護事業者へ協力を依頼		
避難経路					
避難先		当時の状況による			
避難開始日時					
避難完了予定日時					
8-2 職員の配置方法					
<p>(1) 市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。</p> <p>(2) 派遣する職員は別に定める。</p> <p>(3) 避難誘導員の配置については、次に示すとおり、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において、連絡所には必要に応じて救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。また、避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。</p>					
配置場所	学校や主要交差点など、当時の状況による				
人数	交通誘導は各地点1名、避難施設各2名				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	△△課、消防職員、消防団員、県警察、状況により自衛隊				
時期	○日○時開始				

場所	匝瑳市内全世帯
方法	(1) 防災行政無線、SNS、広報車、市HP等による呼びかけを行う。 (2) 戸別訪問を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断する。
措置	残留者に対し避難するように説得するとともに、残留の状況について把握しておく。
終了予定日時	○月○日・・時まで
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	各避難所に移動後
食事場所	各避難所
提供する食事の種類	当時の状況による
実施担当部署	〇〇課、避難所担当職員
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、SNS、広報車、市HP等	
<b>9 避難時の留意事項（主に住民）</b>	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	(1) 避難時は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品等の非常持出品を携行する。 (2) ガス・水道の元栓を締め、コンセントを抜く等出火防止対策を行う。その後、家の戸締まりをする。 (3) 家族の所在・連絡先の確認、避難先の連絡 (4) 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
事態の特性	事態の進展により、避難前・避難時に被害が発生する可能性あり。
時期の特性	(1) 夏期の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要。 (2) 乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性もある。 (3) 雨が予想される場合、着替えやカッパ等の準備を伝達する。
一時集合場所での対応（設置した場合）	
(1) 世帯単位で避難先の登録（自家用車：車番）	
(2) 要支援者の有無の登録	
<b>10 誘導に際しての留意事項（職員）</b>	
1 役割分担 (1) 避難誘導時は、各部各課協同して配置を行う。 (2) 移転先へ市の各業務システムの移設を行う。 (3) 避難後は、原則各部各課の事務所掌により行う。 (4) 消防団、消防機関、県警察及び県等関係機関と連携して対処する。	
2 誘導に際しての留意事項 (1) 国・県及び関係機関との連携を行う。 (2) 職員間の認識共有、交代体制をとる。	

- (3) 職員家族の帯同等の処置を考慮する。
- (4) 職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。
- (5) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

### 3 服装

- (1) 特殊標章等を携帯すること。
- (2) ビブス、腕章等の着用により、避難誘導員であることの立場を明確にし、その活動に理解と協力を求める。

11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 担当職員等は、防災行政無線、SNS、広報車、市HP等による伝達等あらゆる手段を活用し、住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。</p> <p>(2) 担当職員等は、避難実施要領について、地域の自治会長、自主防災会長に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。担当職員は民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と連携し、要支援者への伝達を行う。</p> <p>(3) 担当職員は報道関係者に対して、避難実施要領の内容について情報提供する。</p> <p>(4) 非常用持ち出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を活用し、情報の収集を呼びかける。</p>
避難実施要領の伝達先	千葉県対策本部、匝瑳警察署、匝瑳市横芝光町消防組合等
職員間の連絡手段	当時の状況による
12 緊急時の連絡先	
匝瑳市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：0479-73-0084 FAX：0479-72-1114



## 大規模集客施設への攻撃（市域内避難）

避難実施要領	
月 日 時 分現在 匠瑳市長	
市域内避難（大規模集客施設への攻撃）	
<b>想定される事態</b>	
匠瑳市〇〇地区の■■■（施設名）において、〇月〇日〇時に発生した爆発等について、武器、爆薬等を用いたテロと判明した。	
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>	
（１）国の対策本部長は、〇〇日△△時、緊急対処事態と認定して警報を発令し、千葉県知事に対し、匠瑳市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。 （２）利用者・来場者及び〇〇地区の住民は、〇〇〇地区〇〇小学校と●●地区〇〇中学校等を避難先として、〇日・・時を目途に住民の避難を開始する（〇日・・時を目途に避難完了）。	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	匠瑳市■■■（施設名）付近
実行の主体	C国 特殊部隊
事案の概要と被害状況	（１）■■■（施設名）において爆発が発生。 （２）利用者・来場者に多数の死傷者が発生している。
今後の予測・影響と措置	（１）死傷者の発生、救命救助活動・消火活動 （２）消防機関、県警察等による事案の特定、警戒区域の設定 （３）避難対象住民約〇〇世帯の立ち退き避難・安全確保（避難誘導、避難所の開設） （４）二次被害の拡大防止 （５）NBC攻撃の可能性がある。
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	匠瑳市〇〇地区の■■■（施設名）を中心に半径〇〇〇m
避難先と避難誘導の方針	（１）事業者、消防機関、県警察と連携し、負傷者の救出救護、警戒区域（要避難地域）の決定、避難対象者の決定（ゾーニング） （２）避難経路の指定、避難所の決定・開設準備 （３）防災行政無線、SNS、広報車、市HP等による指示の伝達 （４）事業者、消防団、県警察と連携し、避難者の避難誘導・輸送、避難所の受け入れ（要配慮者を含む。） （５）消防団、県警察と連携し、警戒区域の及び周辺の警戒・交通規制（巡回、戸別訪問による退去の確認） （６）要避難地域外の住民の屋内避難による行動の抑制 （７）必要により、現地調整所の設置
避難開始日時	・・時予定
避難完了予定日時	・・時予定
2-3 関係機関の措置等	

<p>措置の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県警察 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察のゲリラ・特殊部隊対処に伴う協力体制</li> <li>・爆発物等の種類の特定の調査</li> <li>・市との要避難地域、警戒区域決定の協議</li> <li>・警戒区域とその周辺の警戒、交通規制を調整</li> <li>・避難誘導時の交通規制、住民の退去勧告</li> </ul> </li> <li>○消防機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の救命救助、救急搬送</li> <li>・火災発生時の消火活動</li> <li>・爆発物等の種類の特定の調査</li> <li>・市との要避難地域、警戒区域決定の協議</li> <li>・延焼火災時の消火活動</li> </ul> </li> <li>○自衛隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊のゲリラ・特殊部隊対処に伴う協力体制</li> <li>・爆発物等の種類特定の調査</li> </ul> </li> <li>○県・指定地方公共機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒区域内の交通機関の運休、又は迂回及び住民の輸送支援</li> <li>・二次被害防止のための送電・ガス供給の停止等の調整</li> </ul> </li> <li>○市内事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、来場者の安全な場所への避難</li> <li>・要避難地域の事業者の営業停止</li> </ul> </li> </ul> <p>※NBCが検知された場合は、市対策本部は、NBC災害への対応能力を有する専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の避難所における医療救護活動について県と調整を行う。</p>
<p>連絡調整先</p>	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。</p> <p>県対策本部：市職員2名を派遣  現地調整所：市職員2名を派遣</p> <p>※国の現況対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣する。</p> <p>匝瑳警察署 0479-72-0110  匝瑳消防署 0479-72-0119</p> <p>※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡をとる必要が生じた時には、適宜適切な手段を使用する。</p>
<p><b>3 事態等の特性で留意すべき事項</b></p>	
<p>事態の特性 (除染の必要性等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 弾種、化学弾であれば化学剤の種類（一時性、持久性）によって対応が異なる。地域除染が必要となった場合、屋内避難が数日にわたる可能性がある。</li> <li>(2) 要避難地域の住民の状況把握が困難。</li> <li>(3) 化学剤の種類によっては、要避難地域での消防団等の活動は困難。</li> <li>(4) NBC兵器等が使用された場合、風の方向を考慮して避難。</li> <li>(5) 風向・風速の状況によっては影響が広範囲に及ぶ。</li> </ul>
<p>地域の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の結びつきが強く地域の自治会単位の行動が期待できる。また、要支援者の避難には、自治会と連携して避難支援者等関係者</li> </ul>

	を派遣して避難を行う。 (2) 高齢化が進んでおり、避難することが困難な方への対応に時間がかかると想定される。		
時期による特性	(1) 夏季の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要。 (2) 乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性もある。 (3) 雨が予想される場合、着替えやカップ等の準備を伝達する。 (4) 通勤・通学時間、休日など多数の利用者・来場者がいる場合がある。		
<b>4 避難者数 (単位:人)</b>			
地区名	○○地区	●●地区	合計
避難者数 (計)	当時の状況による		
うち要支援者数			
うち外国人等の数			
<b>5 避難施設</b>			
5-1 避難施設			
避難先地域	○○○地区	●●地区	
避難施設名	○○小学校	○○中学校	
所在地	匝瑳市・・・	匝瑳市・・・	
収容可能人数 (人)	当時の状況による		
連絡先 (電話等)			
連絡担当者	○○課○○	○○課○○	
その他の留意事項等			
5-2 一時集合場所			
一時集合場所名			
所在地	当時の状況による		
連絡先 (電話等)			
連絡担当者			
その他の留意事項等			
<b>6 避難手段</b>			
(1) 避難所への移動は、原則徒歩により行う。 (2) 担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。 (3) 避難所には、各世帯、事業所等の単位で異動する。 (4) 自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時の避難行動要支援者の支援方法を参考に避難させる。 (5) 市民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。			
輸送手段	鉄道 ・ <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> ・ 船舶 ・ <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> (庁用車、事業者車両)		
輸送手段の詳細	種類 (車種等)	市バス、庁用車、事業者車両	
	台数		
	輸送可能人数	当時の状況による	

	連絡先	〇〇課〇〇		
輸送力の配分の考え方	危険度の高い地域を優先			
その他輸送手段	要支援者	避難支援者等の関係者がいない要支援者に対しては、避難施設まで庁用車等による搬送を行う。		
	その他（入院患者等）	市内の病院及び隣接市町の病院と調整し、救急車等による搬送を行う。		
<b>7 避難経路</b>				
避難に使用する経路		主要な避難経路は「県道A線」、「県道B線」、「市道C線」とする。詳細は別添地図のとおり		
交通規制	実施者の確認	匝瑳警察署、消防団		
	規制にあたる人数	〇〇名		
	規制場所	〇〇交差点、〇〇交差点、〇〇交差点（■■■（施設名）から半径〇〇〇m）		
警備体制	実施者の確認	匝瑳警察署、状況により自衛隊		
	規制にあたる人数	〇〇名		
	規制場所	〇〇交差点、〇〇交差点、〇〇交差点（■■■（施設名）から半径〇〇〇m）		
<b>8 避難誘導方法</b>				
8-1 避難（輸送）方法				
地区	〇〇地区	●●地区		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難先	当時の状況による		
	集合時間			
	その他（誘導責任者等）			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各世帯・事業所	各世帯・事業所	
	輸送手段	バス/徒歩/自家用車	バス/徒歩/自家用車	
	避難経路	「県道A線」～「市道C線」を使用する。詳細は別添地図のとおり	「県道B線」～「市道C線」を使用する。詳細は別添地図のとおり	
	避難先	〇〇小学校	〇〇中学校	
	避難完了予定日時	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	
	その他（誘導責任者等）	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画に基づいて個別に対応	個別避難計画に基づいて個別に対応	

要支援者への 支援事項	個別避難計画 に基づいて個 別に対応	個別避難計画 に基づいて個 別に対応		
輸送手段	庁用車及び介 護事業者へ協 力を依頼	庁用車及び介 護事業者へ協 力を依頼		
避難経路				
避難先	当時の状況による			
避難開始日時				
避難完了予定日時				
<b>8-2 職員の配置方法</b>				
<p>(1) 市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。</p> <p>(2) 派遣する職員は別に定める。</p> <p>(3) 避難誘導員の配置については、次に示すとおり、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において、連絡所には、必要に応じて救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。また、避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。</p>				
配置場所	学校や主要交差点など、当時の状況による			
人数	交通誘導は各地点1名、避難施設各2名			
現地調整所	連絡要員を2名配置			
<b>8-3 残留者の確認方法</b>				
確認者	△△課、消防職員、消防団員、県警察、状況により自衛隊			
時期	○日○時開始			
場所	警戒区域、大規模商業施設			
方法	<p>(1) 防災行政無線、SNS、広報車、市HP等による呼びかけを行う。</p> <p>(2) 戸別訪問（必要により防護衣一式を支給）を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断する。</p>			
措置	残留者に対し避難するように説得するとともに、残留の状況について把握しておく。			
終了予定日時	○月○日・・・時まで			
<b>8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法</b>				
食事時期	各避難所に移動後			
食事場所	各避難所			
提供する食事の種類	当時の状況による			
実施担当部署	○○課、避難所担当職員			
<b>8-5 追加情報の伝達方法</b>				
避難誘導員による連絡、防災行政無線、SNS、広報車、市HP等				
<b>9 避難時の留意事項（主に住民）</b>				
自宅から避難する場合の留意事項				
	基本事項			

	<p>(1) 避難時は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品等の非常持出品を携行する。</p> <p>(2) ガス・水道の元栓を締め、コンセントを抜く等出火防止対策を行う。その後、家の戸締まりをする。</p> <p>(3) 家族の所在・連絡先の確認、避難先の連絡</p> <p>(4) 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</p>
	<p>事態の特性</p> <p>(1) 避難時に事案に巻き込まれる可能性あり。</p> <p>(2) 避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、持参しているときは、手袋、帽子、ゴーグル、カップ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てさせる。</p>
	<p>時期の特性</p> <p>(1) 夏季の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要。</p> <p>(2) 乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性もある。</p> <p>(3) 雨が予想される場合、着替えやカップ等の準備を伝達する。</p> <p>(4) 通勤・通学時間、休日など多数の利用者・来場者がいる場合がある。</p>
	<p>避難場所での対応</p> <p>(1) 家族の所在等避難状況の通報</p> <p>(2) 汚染の恐れのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼びかけるとともに、体調の悪化を確認したときは、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の協力を得て病院等に移送する。</p>
<p><b>10 誘導に際しての留意事項（職員）</b></p>	
<p>(1) 二次災害（避難時の事案発生）の防止のための警戒体制</p> <p>(2) 消防団、消防機関、県警察及び県等関係機関との連携</p> <p>(3) 要避難地域外の避難者の抑制</p> <p>(4) 職員間の認識共有、交代体制</p> <p>(5) 職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>(6) 特殊標章等を携帯すること。</p> <p>(7) ビブス、腕章等の着用により、避難誘導員であることの立場を明確にし、その活動に理解と協力を求める。</p> <p>(8) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</p> <p>(9) 避難誘導の際は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、カップ、マスク等の着用をすること。</p> <p>(10) 原則として単独での行動はしない。</p> <p>(11) 周囲に異変を感じたら、独自の判断で安全な地域まで移動する。</p> <p>(12) 消防機関が設定するホットゾーンやウォームゾーンには立ち入らない。</p>	
<p><b>11 情報伝達</b></p>	
<p>避難実施要領の住民への伝達方法</p>	<p>(1) 担当職員等は、防災行政無線、SNS、広報車、市HP等による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。</p> <p>(2) 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内にある地域の自治会長、自主防災会長に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。担当職員は民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組</p>

	<p>織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。</p> <p>(3) 担当職員は報道関係者に対して、避難実施要領の内容について情報提供する。</p> <p>(4) 非常用持ち出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を活用し、情報の収集を呼びかける。</p>
避難実施要領の伝達先	千葉県対策本部、匝瑳警察署、匝瑳市横芝光町消防組合等
職員間の連絡手段	当時の状況による
<b>12 緊急時の連絡先</b>	
匝瑳市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：0479-73-0084 FAX：0479-72-1114

## NBC兵器による攻撃（市域内避難）

避難実施要領	
月 日 時 分現在 匠瑳市長	
市域内避難（NBC兵器による攻撃）	
<b>想定される事態</b>	
(1) 市域の一部で爆弾、ミサイル等により、NBC兵器（放射性物質・生物剤・化学剤）の攻撃があった場合 (2) 市周辺でNBC兵器の攻撃があり、市域の一部に被害があった場合	
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>	
NBC兵器（局所的な放射性物質・化学剤の拡散、感染症の発生）等 (1) 匠瑳市〇〇〇地区の事案発生場所中心に半径〇〇〇mの警戒区域内に居住する住民の避難 (2) 匠瑳市〇〇〇地区の事案発生場所から風下に設定した警戒区域内に居住する住民の避難 (3) 匠瑳市〇〇〇地区の感染者発生地域の近傍に設定した警戒区域内に居住する住民避難	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	匠瑳市■■■（施設名称）
実行の主体	C国 特殊部隊
事案の概要と被害状況	(1) 局所的な放射性物質・化学剤の拡散等の被害の発生（ダーティボム・化学剤） (2) 生物剤による感染者の発生直後
今後の予測・影響と措置	(1) 死傷者の発生、救命救助活動 (2) 消防機関、県警察等による種類の特定、警戒区域の設定 (3) (生物剤)感染者及び関係者の隔離 (4) 避難対象住民約〇〇世帯の立ち退き避難・安全確保（避難誘導、避難所の開設） (5) 被爆・汚染・感染地域の応急除染 (6) 二次被害（被爆・汚染・感染拡大）の防止
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	匠瑳市〇〇〇、●●●地区（発生地域、風下区域）
避難先と避難誘導の方針	(1) 消防機関や県警察と連携し、警戒区域（要避難地域）の決定、避難対象者の決定（ゾーニング） (2) 避難経路の指定、避難所の決定・開設準備 (3) 防災行政無線、SNS、広報車、市HP等による指示の伝達 (4) 消防団、県警察と連携し、避難者の避難誘導・輸送、避難所の受け入れ（要配慮者を含む。） (5) 消防団、県警察と連携し、警戒区域の及び周辺の警戒、交通規制（巡回、戸別訪問による退去の確認） (6) 要避難地域外の地域も、不要不急の外出を避け、努めて屋内避難を継続。



	<p>(7) 被害者の医療救護、避難者の健康診断  (8) 被爆・汚染・感染地域や施設の応急除染  (9) 必要により、現地調整所の設置  (10) 国・県との調整</p>
避難開始日時	・ ・ 時予定
避難完了予定日時	・ ・ 時予定
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>○市対策本部  ・NBC災害への対応能力を有する専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の避難所における医療救護活動について県と調整  ・避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、県と専門医療機関への受入れの調整</p> <p>○県警察  ・NBCの検知  ・市との要避難地域、警戒区域決定の協議  ・警戒区域とその周辺の警戒、交通規制を調整  ・避難誘導時の交通規制、住民の退去勧告  ・NBCの応急除染活動</p> <p>○消防機関  ・負傷者の救命救助、救急搬送  ・NBCの検知  ・市との要避難地域、警戒区域決定の協議  ・NBCの応急除染活動</p> <p>○自衛隊  ・NBCの検知  ・NBCの応急除染活動</p> <p>○県・指定地方公共機関  ・NBCの検知機材・除染資器材の貸与  ・医療救護活動  ・警戒区域内の交通機関の運休、又は迂回及び住民の輸送支援</p> <p>○市内事業者  ・利用者、来場者の安全な場所への避難  ・要避難地域の事業者の営業停止</p>
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。</p> <p>県対策本部：市職員2名を派遣  現地調整所：市職員2名を派遣  ※国の現況対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣する。</p> <p>匠瑳警察署 0479-72-0110  匠瑳消防署 0479-72-0119  ※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡をとる必要が生じた時には、適宜適切な手段を使用する。</p>

3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>(1) 突発的な発生による被爆・汚染・感染者の発生 被災者の汚染管理や汚染拡大防止の観点から、消防機関が設定するゾーニングに従い、除染を受け、トリアージポストまで誘導する。 テロ実行犯が逮捕されていないため、周辺に危険が残り、可能な限り早急に安全な場所への避難が必要。</p> <p>(2) 被爆・汚染・感染の拡大 汚染の恐れのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼びかけるとともに、体調の悪化を確認した場合は、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の協力を得て病院等に移送する。</p> <p>(3) 風向・風速の状況によっては影響が広範囲に及ぶ。</p>			
地域の特性	<p>(1) 気象の影響（風下地域）がある。</p> <p>(2) 高齢化が進んでおり、避難することが困難な方への対応に時間がかかると想定される。</p> <p>(3) 地域の結びつきが強く地域の自治会単位の行動が期待できる。また、要支援者の避難には、自治会と連携して避難支援者等関係者を派遣して避難を行う。</p> <p>(4) 住宅密集地、大規模商業施設での発生</p>			
時期による特性	<p>(1) 夏期の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要。</p> <p>(2) 乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性もある。</p> <p>(3) 雨が予想される場合、着替えやカップ等の準備を伝達する。</p> <p>(4) 通勤・通学時間、休日など多数の利用者・来場者がいる場合がある。</p>			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	○○○地区	●●●地区		合計
避難者数（計）	当時の状況による			
うち要支援者数				
うち外国人等の数				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	○○地区	●●地区		
避難施設名	○○小学校	●●中学校		
所在地	匝瑳市・・・	匝瑳市・・・		
収容可能人数（人）	当時の状況による			
連絡先（電話等）				
連絡担当者	○○課○○	○○課○○		
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				

所在地				
連絡先（電話等）		当時の状況による		
連絡担当者				
その他の留意事項等				
<b>6 避難手段</b>				
<p>(1) 避難所への移動は、原則徒歩により行う。</p> <p>(2) 担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。</p> <p>(3) 避難所には、各世帯、事業所等の単位で異動する。</p> <p>(4) 自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時の避難行動要支援者の支援方法を参考に避難させる。</p> <p>(5) 市民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。</p>				
輸送手段	鉄道 ・ <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> ・ 船舶 ・ <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> (庁用車、事業者車両)			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	市バス、事業者車両		
	台数	<input type="text" value="当時の状況による"/>		
	輸送可能人数			
	連絡先	〇〇課〇〇		
輸送力の配分の考え方	危険度の高い地域を優先			
その他輸送手段	要支援者	避難支援者等の関係者がいない要支援者に対しては、避難施設まで庁用車等による搬送を行う。		
	その他（入院患者等）	市内の病院及び隣接市町の病院と調整し、救急車等による搬送を行う。		
<b>7 避難経路</b>				
避難に使用する経路		主要な避難経路は「県道A線」、「県道B線」、「市道C線」とする。詳細は別添地図のとおり		
交通規制	実施者の確認	匝瑳警察署、消防団		
	規制にあたる人数	〇〇名		
	規制場所	〇〇交差点、〇〇交差点、〇〇交差点（ <input type="checkbox"/> 施設名 <input type="checkbox"/> ）から半径〇〇〇m)		
警備体制	実施者の確認	匝瑳警察署、状況により自衛隊		
	規制にあたる人数	〇〇名		
	規制場所	〇〇交差点、〇〇交差点、〇〇交差点（ <input type="checkbox"/> 施設名 <input type="checkbox"/> ）から半径〇〇〇m)		
<b>8 避難誘導方法</b>				
8-1 避難（輸送）方法				
地区	〇〇地区	●●地区		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段	<input type="text" value="当時の状況による"/>		
	避難先			
	集合時間			
	その他（誘導責任			

	者等)				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各世帯・事業所	各世帯・事業所		
	輸送手段	バス/徒歩/自家用車	バス/徒歩/自家用車		
	避難経路	「県道A線」～「市道C線」を使用する。詳細は別添地図のとおり	「県道B線」～「市道C線」を使用する。詳細は別添地図のとおり		
	避難先	〇〇小学校	●●中学校		
	避難完了予定日時	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分		
	その他(誘導責任者等)	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇		
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画に基づいて個別に対応	個別避難計画に基づいて個別に対応		
	要支援者への支援事項	要支援者の区分に応じて個別に対応	要支援者の区分に応じて個別に対応		
	輸送手段	庁用車及び介護事業者へ協力を依頼	庁用車及び介護事業者へ協力を依頼		
	避難経路				
	避難先	当時の状況による			
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
<p>(1) 市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。</p> <p>(2) 派遣する職員は別に定める。</p> <p>(3) 避難誘導員の配置については、次に示すとおり、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において、連絡所には、必要に応じて救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。また、避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。</p>					
配置場所	学校や主要交差点など、当時の状況による				
人数	交通誘導は各地点1名、避難施設各2名				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	△△課、消防職員、消防団員、県警察職員、状況により自衛隊				
時期	〇日〇時開始				
場所	〇〇地区				
方法	(1) 防災行政無線、SNS、広報車、市HP等による呼びかけを行う。				

	(2) 戸別訪問(必要により防護衣一式を支給)を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断する。
措置	残留者に対し避難するように説得するとともに、残留の状況について把握しておく。
終了予定日時	〇月〇日・・・時まで
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	各避難所に移動後
食事場所	各避難所
提供する食事の種類	当時の状況による
実施担当部署	〇〇課、避難所担当職員
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、SNS、広報車、市HP等	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難時は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品等の非常持出品を携行する。</li> <li>(2) ガス・水道の元栓を締め、コンセントを抜く等出火防止対策を行う。その後、家の戸締まりをする。</li> <li>(3) 家族の所在・連絡先の確認、避難先の連絡</li> <li>(4) 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</li> </ul>
事態の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難時に事案に巻き込まれる可能性あり。</li> <li>(2) 避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、持参しているときは、手袋、帽子、ゴーグル、カップ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てさせる。</li> </ul>
時期の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 夏季の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要。</li> <li>(2) 乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性もある。</li> <li>(3) 雨が予想される場合、着替えやカップ等の準備を伝達する。</li> <li>(4) 通勤・通学時間、休日など多数の利用者・来場者がいる場合がある。</li> </ul>
避難場所での対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家族の所在等避難状況の通報</li> <li>(2) 汚染の恐れのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼びかけるとともに、体調の悪化を確認した場合は、専門医やDMAT(災害派遣医療チーム)等の協力を得て病院等へ移送する。</li> </ul>
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 二次災害(避難時の事案発生)の防止のための警戒体制</li> <li>(2) 消防団、消防機関、県警察及び県等関係機関との連携</li> <li>(3) 要避難地域外の避難者の抑制</li> <li>(4) 職員間の認識共有、交代体制</li> <li>(5) 職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</li> </ul>	

- (6) 特殊標章等を携帯すること。
- (7) ビブス、腕章等の着用により、避難誘導員であることの立場を明確にし、その活動に理解と協力を求める。
- (8) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (9) 避難誘導の際は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、カッパ、マスク等の着用をすること。
- (10) 原則として単独での行動はしない。
- (11) 周囲に異変を感じたら、独自の判断で安全な地域まで移動する。
- (12) 消防が設定するホットゾーンやウォームゾーンには立ち入らない。

## 11 情報伝達

<p>避難実施要領の住民への伝達方法</p>	<p>(1) 担当職員等は、防災行政無線、SNS、広報車、市HP等による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。この場合において爆心地に特に近い○○○地区の住民への伝達については、防護服を装備した者が伝達する。</p> <p>(2) 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内にある地域の自治会長、自主防災会長に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。担当職員は民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う、</p> <p>(3) 担当職員は報道関係者に対して、避難実施要領の内容について情報提供する。</p> <p>(4) 非常用持ち出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を活用し、情報の収集を呼びかける。</p>
<p>避難実施要領の伝達先</p>	<p>千葉県対策本部、匝瑳警察署、匝瑳市横芝光町消防組合等</p>
<p>職員間の連絡手段</p>	<p>当時の状況による</p>

## 12 緊急時の連絡先

<p>匝瑳市 国民保護／緊急対処事態対策本部</p>	<p>電話：0479-73-0084 FAX：0479-72-1114</p>
--------------------------------	---

## VI 避難誘導における一般的留意事項

### 1 各種の事態に即した対応

○弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃等、攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の市中心部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正する場合もある。

○弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を住民に対して周知しておくことが主な内容となる。

○ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の市中心部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動をとった後に、県警察、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。

○市中心部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力を行うこととなる。

○行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について特に重視することとする。

### 2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

○避難住民の誘導に当たっては、国の対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応を基本とする。

○他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃等のように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考えることとする。

○避難実施要領の策定に当たっては、県、消防機関、県警察、海上保安部、

自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくこととなる。

○市対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、必要に応じ、現地調整所を設けて、活動調整に当たることとする。

○避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが必要である。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

○政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることとする。

### 3 住民に対する情報提供の在り方

○国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていくこととする。

○武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して必要な情報を、タイムリーに提供することとする。

○その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供することとする。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である）。

○また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行うこととする。

○放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することとする。

○避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生



委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのために、平素から、十分な連携を図っておくこととする。

○NBC攻撃のように、汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に速やかな情報提供に心がけるものとする。

#### 4 高齢者、障害者等への配慮

○避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることとする。

○具体的には、以下の避難行動要支援者の避難行動支援措置を講じていくこととする。

- ・消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
- ・社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施

○また、老人福祉施設等の施設の管理者において、車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくこととする。

#### 5 安全かつ規律を保った避難誘導

○避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。

○したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図ることとする。また、一時避難場所からバス等で移動する場合には、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることとする。

○また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向ったり、避難から脱落することがないように、注意することとする。

○避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。

○このため、避難誘導の先導に立つ要員については、以下の点に留意して活動させることとする。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導員は、衣類や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・近隣の住民に声をかけ合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

## 6 学校や事業所における対応

○学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。

○例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童・生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童・生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に所在する児童・生徒等についても同様である）。

○こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素から、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図ることとする。

## 7 民間企業による協力体制の構築

○災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たし得る。

○例えば、昼間市中心部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施することや、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。

○このため、こうした取り組みを行う民間企業をPRすること等により、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めることとする。

## 8 住民の「自助」に基づく取り組みの促進

○災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ発生現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。

○事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化することとする。

○市は、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することとする。こうした取り組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

## 【資料】指定避難所、避難施設

### 【指定避難所】

災害対策基本法に基づき、一定期間滞在する場として指定した、指定避難所は下記のとおりである。自然災害時の避難を想定した避難所であるが、国民保護事案が発生した場合、状況に応じていずれかの避難所を開設する。

No.	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	指定避難所指定箇所	想定収容人数 (2㎡あたり1人)
1	市民ふれあいセンター	千葉県匝瑳市八日市場ハ793-35	1	施設内	1,950人
2	八日市場小学校	千葉県匝瑳市八日市場イ2311	1	体育館及び校舎	2,923人
3	八日市場第二中学校	千葉県匝瑳市八日市場イ1687	1	体育館及び校舎	3,973人
4	八日市場勤労青少年ホーム	千葉県匝瑳市八日市場イ2030	1	施設内	331人
5	豊栄小学校	千葉県匝瑳市飯倉1847	1	体育館及び校舎	2,021人
6	須賀小学校	千葉県匝瑳市高1956	1	体育館及び校舎	1,691人
7	旧匝瑳小学校	千葉県匝瑳市松山1122	1	施設内	978人
8	豊和小学校	千葉県匝瑳市大寺1492	1	体育館及び校舎	1,276人
9	吉田小学校	千葉県匝瑳市吉田4020	1	体育館及び校舎	1,294人
10	県立飯高特別支援学校	千葉県匝瑳市飯高1692	1	体育館	232人
11	共興小学校	千葉県匝瑳市東小笹1160	1	体育館及び校舎	1,704人
12	平和小学校	千葉県匝瑳市平木1819	1	体育館及び校舎	1,974人
13	八日市場第一中学校	千葉県匝瑳市上谷中2270-5	1	体育館及び校舎	3,467人
14	椿海小学校	千葉県匝瑳市椿973	1	体育館及び校舎	1,997人
15	野栄中学校	千葉県匝瑳市今泉5323-3	1	体育館及び校舎	3,782人
16	生涯学習センター	千葉県匝瑳市今泉6489-1	1	施設内	199人
17	のさかアリーナ	千葉県匝瑳市今泉6536-1	1	施設内	692人
18	栄小学校	千葉県匝瑳市栢田823	1	体育館及び校舎	2,197人
19	八日市場ドーム	千葉県匝瑳市八日市場ハ793-1		施設内	986人
20	八日市場公民館	千葉県匝瑳市八日市場イ2402		施設内	391人
No.19,20は指定避難所(一次避難所)が災害等により使用不能の場合に使用します。					

## 【避難施設】

基本指針には、避難施設のデータベース化に務めるものとされている。本市の避難施設は以下のとおりである。

施設	所在地		避難施設の面積					避難施設の種類・収容人数			24時間避難対応が可能な施設	災害対策基本法上の指定避難所・指定緊急避難場所としての指定の有無	非常用電源の有無	使用条件	
			屋内部分(m <sup>2</sup> )			屋外部分(m <sup>2</sup> )		①	②	③					
			屋内全体の面積(m <sup>2</sup> )	堅ろうな部分(m <sup>2</sup> )		面積(m <sup>2</sup> )	屋内全体の面積のうち、堅ろうな部分以外の面積(m <sup>2</sup> )	緊急一時避難施設	炊き出しや医療の提供等の救済の実施場所、一時的に集わせる場所等に使用する広場	応急仮設住宅等の建設用地					避難住民の収容に供する施設
				※コンクリート造の部分と地下部分の面積	屋内全体の面積のうち堅ろうな部分の面積(m <sup>2</sup> )										
名称	市区町村名	町丁目名・番(番地)・号													
匝瑳市立八日市場保育所	匝瑳市	八日市場イ2353番地1	975.82	975.82		0	1819	1182	909	487		○			
匝瑳市立豊栄保育所	匝瑳市	飯倉1615番地1	529.65	529.65		0	1223	642	611	264		○			
鈴歌公園	匝瑳市	飯倉台37番地1	0				7563		3781			○			
平台公園	匝瑳市	飯倉台17番地	0				3246		1623			○			
みどり平東公園	匝瑳市	みどり平13番地2	0				15664		7832			○			
みどり平西公園	匝瑳市	みどり平1番地2	0				1411		705			○			
山桑公園	匝瑳市	山桑125番地	0				32931		16465			○			
匝瑳市立豊和保育所	匝瑳市	大寺1428番地	496.12	496.12		0	2415	601	1207	248		○			
匝瑳市立吉田保育所	匝瑳市	吉田4010番地4	521.19	521.19		0	1443	631	721	260		○			
平和東公園	匝瑳市	平木1487番地1	0				6374		3187			○			
椿海公園	匝瑳市	椿969番地1	0				2824		1412			○			
生涯学習センター	匝瑳市	今泉6489番地1	495	495		0	1400	600	700	247	○	○			
市民ふれあいセンター	匝瑳市	八日市場ハ793番地35	3899	3899		0	576	4726	288	1949	○	○	○		
のさかアリーナ	匝瑳市	今泉6536番地1	1466	1466		0	7800	1776	3900	733	○	○			
匝瑳市立八日市場小学校	匝瑳市	八日市場イ2311番地	5846	5846		0	7662	7086	3831	2923	○	○			
匝瑳市立八日市場幼稚園	匝瑳市	八日市場イ2394番地	706	512		194	1504	620	752	353		○			
匝瑳市立八日市場第二中学校	匝瑳市	八日市場イ1687番地	7945	7945		0	11071	9630	5535	3972	○	○	○		
匝瑳市マザーズホーム	匝瑳市	八日市場ホ2016番地	577	477.5		99.5	2882	578	1441	288		○			
匝瑳市立豊栄小学校	匝瑳市	飯倉1847番地	4041	4041		0	3897	4898	1948	2020	○	○			
匝瑳市立須賀小学校	匝瑳市	高1956番地	3382	3882		0	6445	4705	3222	1691	○	○			
旧匝瑳小学校	匝瑳市	松山1122番地	1955	1955		0	3023	2369	1511	977	○	○			
匝瑳市立豊和小学校	匝瑳市	大寺1492番地	2551	2551		0	7229	3092	3614	1275	○	○			
匝瑳市立吉田小学校	匝瑳市	吉田4020番地	2587	2587		0	6532	3135	3266	1293	○	○	○		
匝瑳市立共興小学校	匝瑳市	東小笹1160番地	3408	3408		0	4174	4130	2087	1704	○	○	○		
匝瑳市立平和小学校	匝瑳市	平木1819番地	3948	3948		0	2677	4785	1338	1974	○	○			
匝瑳市立八日市場第一中学校	匝瑳市	上谷中2270番地5	6933	6933		0	14060	8403	7030	3466	○	○			
匝瑳市宮グラウンド	匝瑳市	上谷中2240番地8	0				13355		6677			○			
匝瑳市立椿海小学校	匝瑳市	椿973番地	3994	3994		0	5403	4841	2701	1997	○	○	○		
八日市場ドーム	匝瑳市	八日市場ハ793番地1	1972	1972		0	0	2390		986	○	○			
匝瑳市立八日市場公民館	匝瑳市	八日市場イ2402番地	835.2	835.2		0	0	1012		417	○	○			
匝瑳市立野田小学校	匝瑳市	野手13034番地	4557	4557		0	7853	5523	3926	2278		○			
匝瑳市立野栄中学校	匝瑳市	今泉5323番地3	7564	7564		0	32327	9168	16163	3782	○	○	○		
匝瑳市立栄小学校	匝瑳市	栢田823番地	4393	4393		0	11180	5324	5590	2196	○	○	○		
千葉県立匝瑳高等学校	匝瑳市	八日市場イ1630番地	0				43927		21963			○			
千葉県立八日市場特別支援学校	匝瑳市	平木930番地1	750.29	750.29		0	5150	909	2575	375		○		福祉避難所(体育館)	
野栄ふれあい公園	匝瑳市	今泉363番地	0				52648		26324			○			
そうと記念公園	匝瑳市	八日市場ハ565番地1	0				34487		17243			○			
八日市場勤労青少年ホーム	匝瑳市	八日市場イ2030番地	662.4	662.4		0	1971.75	802	985	331	○	○	○		
千葉県立飯高特別支援学校	匝瑳市	飯高1692番地	464	464		0	4307	562	2153	232		○	○		
一中前地下横断歩道	匝瑳市	上谷中2264番11	58	58	58	0	0	70		29					